

# ハローワーク

7 月 内 容

# REPORT

ハローワークレポート

7月の有効求人倍率は1.20倍となり、前年同月比0.26ポイント下回った。(5か月連続で前年同月を下回った。)

新規求職申込件数は前年同月比6.2%減少し、月間有効求職者数は1.4%減少した。  
また、新規求人数は前年同月比16.8%減少し、月間有効求人数は19.3%減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

## 【有効求人倍率の推移】

(単位:倍、ポイント)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
釧路	5年度	1.11 (▲0.17)	1.07 (▲0.21)	1.12 (▲0.24)	1.20 (▲0.26)								
	4年度	1.28 (0.10)	1.28 (0.01)	1.36 (0.03)	1.46 (0.03)	1.45 (0.09)	1.48 (0.18)	1.50 (0.19)	1.54 (0.15)	1.59 (0.16)	1.54 (0.12)	1.44 (0.00)	1.28 (▲0.09)
北海道	5年度	0.97 (▲0.03)	0.95 (▲0.05)	0.97 (▲0.07)	1.00 (▲0.10)								
	4年度	1.00 (0.09)	1.00 (0.07)	1.04 (0.08)	1.10 (0.11)	1.12 (0.15)	1.16 (0.18)	1.16 (0.16)	1.19 (0.17)	1.17 (0.15)	1.11 (0.11)	1.08 (0.06)	1.05 (0.02)
全 国	5年度	1.13 (0.07)	1.10 (0.04)	1.12 (0.03)	1.15 (0.00)								
	4年度	1.06 (0.11)	1.06 (0.12)	1.09 (0.12)	1.15 (0.13)	1.18 (0.15)	1.20 (0.15)	1.23 (0.17)	1.27 (0.17)	1.31 (0.17)	1.29 (0.15)	1.27 (0.13)	1.22 (0.09)

(注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用  
2. 下段( )内は、対前年増減

## 【一般職業紹介状況】

(単位:人、%、倍、ポイント)

区 分	令和5年 7月	令和4年 7月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
A 新規求職申込件数	647	690	▲ 6.2	3,123	3,196	▲ 2.3
B 月間有効求職者数	2,969	3,012	▲ 1.4	12,478	12,999	▲ 4.0
C 新規求人数	1,321	1,588	▲ 16.8	5,034	6,185	▲ 18.6
D 月間有効求人数	3,558	4,409	▲ 19.3	14,007	17,461	▲ 19.8
E 紹介件数	506	510	▲ 0.8	2,092	2,264	▲ 7.6
F 就職件数	174	194	▲ 10.3	846	1,009	▲ 16.2
G 月間有効求人倍率(D/B)	1.20	1.46	▲ 0.26	1.12	1.34	▲ 0.22

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【新規求人数の産業別状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 7月	令和4年 7月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
<b>産 業 計</b>	1,321	1,588	▲ 16.8	5,034	6,185	▲ 18.6
A B 農・林・漁業	24	22	9.1	69	109	▲ 36.7
C 鉱業、採石業	0	1	▲ 100.0	8	10	▲ 20.0
D 建設業	141	169	▲ 16.6	595	806	▲ 26.2
E 製造業	88	145	▲ 39.3	365	511	▲ 28.6
(09食料品製造業)	(49)	(99)	(▲ 50.5)	(211)	(321)	(▲ 34.3)
(12木材・木製品製造業)	(3)	(5)	(▲ 40.0)	(22)	(25)	(▲ 12.0)
G 情報通信業	10	13	▲ 23.1	51	56	▲ 8.9
H 運輸業、郵便業	85	85	0.0	301	328	▲ 8.2
I 卸売・小売業	117	161	▲ 27.3	518	681	▲ 23.9
(56～61小売業)	(102)	(133)	(▲ 23.3)	(457)	(566)	(▲ 19.3)
M 宿泊業、飲食サービス業	46	91	▲ 49.5	212	367	▲ 42.2
(76飲食業)	(25)	(41)	(▲ 39.0)	(92)	(197)	(▲ 53.3)
P 医療・福祉	548	591	▲ 7.3	1,919	2,075	▲ 7.5
(83医療業)	(207)	(160)	(29.4)	(721)	(652)	(10.6)
(85社会保険・社会福祉・介護事業)	(340)	(427)	(▲ 20.4)	(1,196)	(1,416)	(▲ 15.5)
R サービス業(他に分類されないもの)	105	140	▲ 25.0	444	581	▲ 23.6

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【新規求職者の年齢別等状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 7月	令和4年 7月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	647	690	▲ 6.2	3,123	3,196	▲ 2.3
44歳以下	271	320	▲ 15.3	1,305	1,461	▲ 10.7
29歳以下	128	134	▲ 4.5	600	621	▲ 3.4
45歳以上	376	370	1.6	1,818	1,735	4.8
55歳以上	219	228	▲ 3.9	1,164	1,111	4.8
新規求職者のうち離職者	392	426	▲ 8.0	2,053	2,099	▲ 2.2
事業主都合離職者	75	112	▲ 33.0	555	608	▲ 8.7

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【雇用保険取扱状況】

(単位:人、千円、%)

区 分	令和5年 7月	令和4年 7月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比		
適用事業所数	4,453	4,489	▲ 0.8	-	-	-		
資格取得者数(全数)	807	862	▲ 6.4	5,527	5,805	▲ 4.8		
一般被保険者	618	614	0.7	3,841	4,014	▲ 4.3		
高年齢被保険者	71	66	7.6	309	264	17.0		
短期特例被保険者	118	182	▲ 35.2	1,377	1,527	▲ 9.8		
資格喪失者数(全数)	746	888	▲ 16.0	4,042	4,354	▲ 7.2		
一般被保険者	622	743	▲ 16.3	3,303	3,578	▲ 7.7		
うち事業主都合	30	40	▲ 25.0	200	200	0.0		
高年齢被保険者	80	83	▲ 3.6	590	560	5.4		
短期特例被保険者	44	62	▲ 29.0	149	216	▲ 31.0		
被保険者数(全数)	56,353	57,550	▲ 2.1	-	-	-		
一般被保険者	48,778	50,015	▲ 2.5	-	-	-		
高年齢被保険者	6,192	5,992	3.3	-	-	-		
短期特例被保険者	1,383	1,543	▲ 10.4	-	-	-		
求職者給付	基本手当 (基本分)	受給資格決定件数	191	221	▲ 13.6	1,039	1,059	▲ 1.9
		受給者実人員	913	916	▲ 0.3	3,306	3,454	▲ 4.3
		支給金額	102,454	111,762	▲ 8.3	378,449	446,168	▲ 15.2
	短期特例一時金受給者数	34	28	21.4	412	528	▲ 22.0	
	高年齢給付受給者数	63	57	10.5	391	363	7.7	
	再就職手当	支給人員	58	60	▲ 3.3	214	207	3.4
支給金額		21,976	23,578	▲ 6.8	84,478	82,400	2.5	

(注) 1 適用事業所数、被保険者数は各月末現在。 2 H29,1,1から65歳以上の方が高年齢被保険者として適用拡大。

【高齢者職業紹介状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 7月	令和4年 7月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	219	228	▲ 3.9	1,164	1,111	4.8
60～64歳	64	74	▲ 13.5	345	329	4.9
65歳以上	95	105	▲ 9.5	564	524	7.6
月間有効求職者数	1,054	1,012	4.2	4,590	4,553	0.8
60～64歳	386	375	2.9	1,569	1,559	0.6
65歳以上	375	358	4.7	1,891	1,761	7.4
紹介件数	153	138	10.9	583	635	▲ 8.2
60～64歳	49	57	▲ 14.0	204	231	▲ 11.7
65歳以上	32	40	▲ 20.0	174	185	▲ 5.9
就職件数	56	61	▲ 8.2	239	296	▲ 19.3
60～64歳	18	25	▲ 28.0	90	101	▲ 10.9
65歳以上	14	14	0.0	82	90	▲ 8.9

(注) 高齢者:55歳以上、パートを含む常用

【障害者職業紹介登録状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 7月	令和4年 7月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	40	39	2.6	218	184	18.5
紹介件数	25	30	▲ 16.7	143	110	30.0
就職件数	23	25	▲ 8.0	89	100	▲ 11.0

7月 末現在 登録者数	合 計				
	計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
	1,891	523	586	644	138
有効求職者	172	52	30	77	13
就業者	1,483	401	496	484	102
保留中の者	236	70	60	83	23

【パートタイム職業紹介状況】

(単位:人、%、ポイント)

区 分	令和5年 7月	令和4年 7月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	238	277	▲ 14.1	1,315	1,237	6.3
月間有効求職者数	1,200	1,139	5.4	5,100	4,891	4.3
新規求人数	388	508	▲ 23.6	1,486	1,883	▲ 21.1
月間有効求人数	985	1,321	▲ 25.4	4,009	5,094	▲ 21.3
紹介件数	141	134	5.2	640	585	9.4
就職件数	67	62	8.1	334	321	4.0
月間有効求人倍率	0.82	1.16	▲ 0.34	0.79	1.04	▲ 0.25

(注) 常用的パート

【完全失業率の推移】

区 分	4年							5年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
北海道			3.1			2.7		2.6			3.2		
			(3.3)			(3.0)		(3.1)			(3.7)		
全 国	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5

1 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。

[資料出所:総務省統計局「労働力調査結果」]

2 ( )内は前年同期。

※ 日本銀行釧路支店による金融経済概況につきましては、8月(7月内容)の公表はありませんでした。

## 雇用失業情勢

(ハローワークくしろ 業務統計7月分)

当月の新規求職申込件数は647人で前年同月比6.2%(43人)減少し、3か月ぶりに前年同月を下回った。月間有効求職者数は2,969人で前年同月比1.4%(43人)減少し、12か月連続で前年同月を下回った。

また、新規求人数は1,321人で前年同月比16.8%(267人)減少し、6か月連続で前年同月を下回った。月間有効求人数は3,558人で前年同月比19.3%(851人)減少し、9か月連続で前年同月を下回った。これにより、月間有効求人倍率は1.20倍となり、5か月連続で前年同月を下回った。

新規求人数を主な産業別で見ると、増加となったのは、「農林漁業」9.1%(2人)となった。減少となったのは、「鉱業、採石業」100.0%(1人)、「建設業」16.6%(28人)、「製造業」39.3%(57人)、「情報通信業」23.1%(3人)、「卸売業、小売業」27.3%(44人)、「宿泊業、飲食サービス業」49.5%(45人)、「医療、福祉」7.3%(43人)、「サービス業」25.0%(35人)となった。

新規求人の常用・パート別では、前年同月比で見ると、常用は933人と13.6%(147人)減少し、パートは388人と23.6%(120人)減少した。これにより、新規求人の中でパートの占める割合は29.4%となり、2.6pの減少となった。

# 人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和5年4月1日から制度の見直しを行いました

## 「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。このリーフレットでは、令和5年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

### 1 訓練コース統合

#### ① 特定訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ 労働生産性向上訓練
- ・ 若年人材育成訓練
- ・ 熟練技能育成・承継訓練
- ・ 認定実習併用職業訓練

#### ② 一般訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ ①特定訓練コースに該当しない訓練

#### ③ 特別育成訓練コース

(有期契約労働者等向け)

- ・ 一般職業訓練
- ・ 有期実習型訓練

統合

#### 人材育成支援コース

##### ・ 人材育成訓練

職務に関連した知識や技能を習得させるための**OFF-JT**を**10時間以上**行った場合に助成

##### ・ 認定実習併用職業訓練

中核人材を育てるために実施する**OJT**と**OFF-JT**を**組み合わせた訓練**を行った場合に助成

##### ・ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

- 有期実習型訓練を除き、**雇用形態を問わず**訓練の受講が可能となりました。
- OFF-JTの最低訓練時間は**10時間以上**に統一されました。
- 有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成としています。

### 2 人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

- 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、**有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者**としました。
- 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、**マナビDX (※) に掲載されている講座のうち、「ITSS+」及び「DX推進スキル標準」のレベル4又は3に区分される講座を追加**しました。  
(※) 経済産業省と(独)情報処理推進機構(IPA)により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX：<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

### 3 計画届の提出方法の変更(各コース共通)

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めているコースがありましたが、令和5年度より、**訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届(様式第1-1号)」を提出する**方法に変更しました。

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。その他にも助成の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

## 人材開発支援助成金のご案内（令和5年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

### 1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
<b>① 人材育成支援コース（R5年度創設）</b>		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
<b>② 教育訓練休暇等付与コース</b>		
有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 <small>※令和4年度から令和8年度までは、本コースで「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は適用せず、③の人への投資促進コースで実施</small>	事業主	雇用保険被保険者
<b>③ 人への投資促進コース</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練について助成</li> <li>・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成</li> <li>・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練について助成</li> <li>・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対して助成</li> <li>・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成</li> </ul>	事業主	雇用保険被保険者
<b>④ 事業展開等リスクリリング支援コース</b>		
事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	事業主	雇用保険被保険者

### 2 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		
		賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6		
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) <sup>※1</sup> 60% <sup>※2</sup> 70% <sup>※3</sup>	60% (45%) <sup>※1</sup> 75% <sup>※2</sup> 100% <sup>※3</sup>	-	-
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% <sup>※2</sup> 70% <sup>※3</sup>	75% <sup>※2</sup> 100% <sup>※3</sup>	-	-
OJT		-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	
② 教育訓練休暇等付与コース		-	-	30万円	36万円	-	-	
③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円 <sup>※4</sup>	-	75%	-	-	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		6,000円 <sup>※5</sup>	7,200円 <sup>※5</sup>	20万円	24万円	-	-
教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-	
④ 事業展開等リスクリリング支援コース		OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。 ※2 非正規雇用を維持した場合の助成率。 ※3 正社員化した場合の助成率。  
 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成。 ※5 有給休暇の場合のみ助成。1人1日当たりの助成額。  
 ※6 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。